

第1章 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2項 計画の性格

第1節 池田町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、池田町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2節 池田町における他の災害対策との関係

この計画は、「池田町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「池田町地域防災計画（一般対策編）（地震対策編）」に拠るものとする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3項 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。また、各関係機関対象とする原子力事業所においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4項 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成30年10月1日最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5項 計画の基礎とするべき災害の想定

本町は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約60kmに位置しているが、本町周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本町に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を次のとおりとし、町として必要な対策を進める。

第1節 対象とする原子力事業所

(1) 本計画で対象とする原子力事業所

原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。

次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	池田町役場（池田町六之井1468番地の1）から約60km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉

熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45. 3. 14 (運転終了 H27. 4. 27)	S62. 2. 17

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 61km		
号機	1 号機	2 号機	3 号機
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45. 11. 28 (運転終了 H27. 4. 27)	S47. 7. 25 (運転終了 H27. 4. 27)	S51. 12. 1

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 61km		
号機	—		
電気出力	28.0 万 kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4 万 kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	廃止決定 H28. 12. 21		

(2) 近県に所在する原子力事業所

前記(1)以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下記に記載する5原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。

岐阜県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子

力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の交換について」(以下「近県事業者との交換文書」という。)に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 80km			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 92km			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	82.6 万 kW	82.6 万 kW	87.0 万 kW	87.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0 万 kW	244.0 万 kW	266.0 万 kW	266.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49. 11. 14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 190km	
号機	1 号機	2 号機
電気出力	54 万 kW	120.6 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5. 7. 30	H18. 3. 15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 170km				
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	5 号機
電気出力	54.0 万 kW	84.0 万 kW	110.0 万 kW	113.7 万 kW	138.0 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	243.6 万 kW	329.3 万 kW	329.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構				
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）				
所在地	福井県敦賀市明神町				
距離	池田町役場（池田町六之井 1468 番地の 1）から約 61km				
号機	—				
電気出力	16.5 万 kW				
原子炉型式	新型転換炉				
熱出力	55.7 万 kW				
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料				
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）				

第 2 節 予測される影響

広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性あることを踏まえ、必要な対策を進める。

第 3 節 計画が対象とする地域の範囲

町は、指針の示す目安距離である「原子力施設からおおむね半径 30 km」及び行政区域、その他の自然・社会的周辺状況を踏まえ、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）外に位置しているが、シミュレーション結果を踏まえ、岐阜県の原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域）として位置付けられており、

町全体を本計画による防災対策の実施対象地域とし、必要な措置を講じる。

(県シミュレーション結果)

- (1) 甲状腺等価線量が週 50 ミリシーベルト以上（内部被ばく）となる可能性が示された地域町の一部
- (2) 実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上（外部被ばく）となる可能性が示された地域町の全域

第6項 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱については、次のとおりとする。また、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「町及び防災機関の業務の大綱」に準ずるものとする。

第1節 町

- (1) 池田町防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備
- (5) 防護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 住民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法その他の関係法令等に基づく必要な処置